

内水面漁業の振興に関する法律の協議会制度関係Q & A

【協議の内容】

1 法第35条第1項の「その他内水面漁業の振興に関し必要な措置」とは、どのようなものが想定されるのか。

(答)

- 1 法第35条第1項においては、共同漁業権者は、都道府県知事に対し、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会を設置するよう申し出ることができることとされている。
- 2 「その他内水面漁業の振興に関し必要な措置」としては、基本方針や施行通知で例示した、盛漁期と河川工事の時期についての情報交換や遊漁とラフティングとの間での水面利用のルール形成が想定される。
- 3 更に、法第4節「内水面の健全な発展に関する施策」に掲げられた以下の事項も想定される。
 - ① 内水面漁業の経営の育成
 - ② 多面的機能の発揮に資する取組
 - ③ 人材の育成及び確保
 - ④ 商品開発や需要開拓等の取組
 - ⑤ 回遊魚類の増殖の取組
 - ⑥ 国民の理解と関心の増進

2 河川横断工作物に対する魚道の設置や改修に関する事項について、協議会における協議の対象となり得るか。

(答)

河川横断工作物に関しての基礎情報（設置目的、形状、魚の遡上状況等）、河川内での工事（緊急的なものを除く。）の施工時期等について意見交換を行うことは法第35条第1項に規定される「内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置」への対応として協議会での対応事項として想定される。

なお、河川管理者においては、河川法の各規定や、河川整備の計画等に基づき、総合的判断の下、対応を決定することとなると聞いている。

【構成員】

3 法第35条第3項において、協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者が必須の構成員とされているのはなぜか。

(答)

河川管理者は、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき、治水、利水、環境の観点から総合的に河川管理をする立場であることから、同法に基づき河川管理者が管理する河川で生ずる様々な課題を円滑に調整するため、協議会への参加が必要と考えられたためである。

4 法第35条第3項の「その他当該都道府県が必要と認める者」とは、どのような者が想定されるか。（施行規則第6条の別記様式第5号（協議会設置申出書）における「協議会の構成員に加えるべき者」とは、どのような者が想定されるか。）

(答)

1 法第35条第3項においては、協議会は、当該協議会を設置する都道府県、協議会の設置を申し出た共同漁業権者、河川管理者、学識経験者その他当該都道府県が必要と認める者で構成することとされている。

2 「その他当該都道府県が必要と認める者」とは、

- ① 関係する市町村（水産、環境、観光等の各部局）
- ② 水面利用に関係する事業者（ラフティング等の事業者やその団体）
- ③ 遊漁者（遊漁者団体）

等が考えられ、施行規則において、設置を求める共同漁業権者が、想定される協議が円滑に行われるよう、協議会の構成員に加えるべき者を明らかにして申出を行うこととしたところである。

5 「その他当該都道府県が必要と認める者」として参加を要請した者が協議会に参加しなかった場合どうすれば良いか。

(答)

1 法第35条第3項の「その他当該都道府県が必要と認める者」として都道府県が参加を要請した者が協議会に参加しなかった場合についての罰則はないものの、都道府県が必要と認める者が不在のままでは意味のある協議を進めることができないと思われることから、協議会制度が設けられた趣旨を理解してもらうよう努められたい。

2 また、仮にどうしても協力が得られない場合には、同様の立場、知見を有する者の協議会への参加について検討することも考えられる。

6 「その他当該都道府県が必要と認める者」としてラフティング協会に参加を要請したところ、特に問題となっているラフティング業者が協会に加盟していないことが判明した。このような場合どうすれば良いか。

(答)

- 1 特に問題となっているラフティング業者の数が少なく、特定される場合には、ラフティング協会のほか当該業者を協議会の参加者とするのが考えられる。
- 2 なお、都道府県の要請にもかかわらず問題の業者の実質的な参加が得られなかった場合でも、大多数の業者が所属するラフティング協会の参加が得られる場合には、まずは協議会の参加者の中で問題解決のための協議を進め、合意が得られたルールへの協力を当該業者に要請していくことが適当であるとする。
- 3 この場合、合意が得られたルールを公表し、地域のルールとしての定着に努めることが重要である。

7 県境を流れる河川や県境を跨いで流れる河川において協議会を設置する場合に隣県を構成員として必ず加えることとなるのか。

(答)

- 1 協議会を設置する場合には、その協議の内容ごとに構成員を検討することになることから、河川が複数の県に跨がるから必ず当該複数の県を構成員にするということにはならない。
- 2 ただし、実際に複数の県の者を構成員にする必要がある場合には、連合海区漁業調整委員会のようなやり方もある。工夫の仕方については、個別にご相談頂きたい。

8 共同漁業権者が「協議会の構成員に加えるべき者」として協議会設置申出書に記載した者については、都道府県は必ず協議会の構成員に加えなければならないか。

(答)

法第35条第3項においては、協議会は、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者のほか、「その他当該都道府県が必要と認める者」で構成するこ

ととされており、協議会制度が設けられた趣旨を踏まえ、申請者たる共同漁業権者が協議会の構成員に加えるべきとした者を含め、都道府県が構成員に加えるべき者について判断することとなる。

【内水面漁業の振興に関する基本方針との関係】

9 内水面漁業の振興に関する基本方針の「関係者間の調整等」とはどのようなことが想定されるのか。

(答)

- 1 基本方針においては、「効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等」を行うこととされている。
- 2 国が行う関係者間の調整としては、例えば、協議会設置に関する河川管理者と都道府県の水産部局との調整の過程で、水産庁と国土交通省（本省）との間での調整を行うこと等が考えられる。

10 内水面漁業の振興に関する基本方針の「それを踏まえた必要な措置」とはどのようなことが想定されるのか。

(答)

- 1 協議会における協議の結果、例えば、遊漁とラフティングとの間での水面利用のルール形成が実現した場合は、それぞれの構成員がパンフレット、ポスター、ホームページ等を活用して関係者に周知したり、河川で予定されている工事の時期を閑漁期に実施することとなった場合は、その結果を踏まえた工事を行うとともに、その旨を関係者に周知することなどが想定される。
- 2 なお、協議会制度が設けられた趣旨を踏まえ、協議会で取り決められた事項について、明らかに公益に反する場合やその後の天災による状況の大きな変化等が認められない限り、漁場計画の樹立や漁業権の免許、漁業調整規則の運用、内水面漁場管理委員会又は海区漁業調整委員会による指示等、漁業法又は水産資源保護法に基づく措置の実施に際して、当該取り決めを尊重する必要がある。

【その他】

11 協議会は公開とすべきか、非公開とすべきか。

(答)

- 1 原則、公開が望ましいが、場合によっては非公開とする必要もあると思われることから、出席者の合意のもとでテーマや時間帯を区切って非公開とする等、適

宜対応されたい。

- 2 なお、内水面漁場管理委員会や海区漁業調整委員会での取り扱いと同様、協議会の設置要綱等を策定して公開・非公開の取り扱いについて規定しておくことが望ましい。

12 協議会が漁協にとっての補償交渉の場として利用されるようなことにならないか。

(答)

協議会制度は、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議するために設けられたものであり、協議会の場では関係者に共通する事項について協議するようにし、金銭的な交渉は当事者間で行うこととなる。

13 協議がまとまらなかった場合はどうするのか。一定の結論が得られるまで継続するのか。

(答)

- 1 協議会制度が設けられた趣旨を踏まえ、一定の結論が得られる方向で協議していくべきである。
- 2 しかしながら、協議の内容によっては即時には解決困難な課題の場合もあり、継続した意見交換、協議が必要な場合も想定されることから、関係者が単に各々の意見を述べるだけでなく、それぞれが関係する他機関や上部機関等から知り得た情報を共有する等の対応により課題解決に向けて努力を継続することが望ましい。

14 共同漁業権者が申出た協議会については、都道府県は必ずこれを設置しなければならないか。

(答)

- 1 法第35条第2項においては、「前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる」ととされており、都道府県が必要と認めるかどうか判断することとなる。
- 2 また、必要と認めるかどうかの判断に際しては、申請のあった協議会が内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し

必要な措置について協議を行うものとなるのかどうか判断する必要がある。

- 3 なお、協議会の対象となる内水面漁業に係る問題について、既に市町村等が主催する等により、本協議会と異なる枠組みによる協議の場が設けられている場合には、当該枠組みによる協議会の場を引き続き活用する選択もありうる。

15 こい、ふな、わかさぎ、にじます等の区画漁業権者が協議会の設置を申し出ることができないのはなぜか（共同漁業権者に限定されているのはなぜか）。

（答）

- 1 協議会制度の検討に当たっては、主に、盛漁期と河川工事の時期についての情報交換や遊漁とラフティングとの間での水面利用のルール形成のための協議が想定されたことから、区画漁業権については法制化されなかったところである。
- 2 なお、内水面における区画漁業権者が内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会を設置するよう希望がある場合には、同一の内水面で共同漁業権の免許を受けている共同漁業権者と調整した上で、当該共同漁業権者から協議会の設置を申し出ること検討されたい。

16 河川によっては漁連が組織されている場合があるが、漁連が協議会の設置を申し出ることが可能か。

（答）

- 1 協議会設置の申し出は漁業法第6条第5項に規定する共同漁業の免許を受けた者が行うこととなっているので、漁連が当該共同漁業の免許を受けていれば可能である。
- 2 仮に漁連が共同漁業権者でない場合でも、当該河川において共同漁業権の免許を受けている漁協が複数存在する場合もあると思われるので、関係者間で調整の上、いずれかの漁協あるいは連名で申し出をしてもらうことも可能である。

17 当県においては、市（水産課及び観光課）が仲介役となって、漁協と川下りの業者との水面利用に係る調整のための協議の場が既に設けられているが、法による協議会の枠組みに移行すべきか。

（答）

協議会の対象となる内水面漁業に係る問題について、ご質問の事例のとおり、

既に市町村等が主催する等により、本協議会と異なる枠組みによる協議の場が設けられている場合には、当該枠組みによる協議の場を引き続き活用して頂くことで差し支えない。

18 会議費、会場借料、旅費、謝金等、協議会の設置・運営に要する経費について、国からの助成は受けられるか。

(答)

会議費、会場借料、旅費、謝金等、協議会の設置・運営に要する経費について、都道府県は浜の活力再生交付金（資源管理目標）の活用が可能である。